

新座市小規模工事・修繕受注希望者登録要領

(平成12年1月28日市長決裁)

1 目的

この要領は、市が発注する小規模かつ軽易な工事及び修繕（以下「小規模工事・修繕」という。）について、市内の個人事業者等の登録制度の簡素化と受注機会の拡大を図ることを目的にこの手続を定めるものとする。

2 登録できる者

- (1) 市内に主たる事業所を置く者で、市が発注する小規模工事・修繕の受注を希望する個人又は法人
- (2) 希望業種を履行する際に資格・許可等を必要とする場合は、その資格・許可等を有する者

3 登録できない者

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障がいにより小規模工事・修繕を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「規則」という。）第17条の規定による入札参加資格の登録を受けている者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- (5) 市税を滞納している者

4 登録の方法及び有効期間

- (1) 登録を希望する者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - ア 新座市小規模工事・修繕受注希望者登録申請書
 - イ 工事経歴書
 - ウ 納税証明書
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 登録の基準受付は隔年度に1回実施するものとし、登録の有効期間は基準受付を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。
- (3) 登録の追加受付は、前号に規定する有効期間の末日から起算して3月前の日（その日が市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）まで、随時実施するものとする。この場合において、有効期間の始期は次のとおりとする。

ア 受付日が15日までの場合 受付日の翌月1日

イ 受付日が16日以後の場合 受付日の翌々月1日

(4) 市長は、第1号に規定する書類の審査を行い、新座市小規模工事・修繕受注希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

5 対象となる小規模工事・修繕

工事請負費又は需用費（施設修繕料）で措置された小規模工事・修繕で予算額が100万円未満のものとする。

6 小規模工事・修繕の発注方法

(1) 市長は、対象となる小規模工事・修繕が発生したときは、名簿に登録された者（以下「登録者」という。）から業者を選定し、随意契約により契約の相手方を決定する。

(2) 見積書の徴取については、規則第32条の2によるものとする。

7 変更等の届出

(1) 登録者は、登録された事項に変更があったときは、新座市小規模工事・修繕受注希望者登録登録事項変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(2) 登録者は、登録を取りやめようとするときは、新座市小規模工事・修繕受注希望者登録登録辞退届により、速やかに市長に届け出なければならない。

(3) 市長は、登録者が第3項の規定に該当するときその他小規模工事・修繕を受注することが困難であると認めるときは、その者を名簿から抹消するものとする。

8 その他

(1) 契約保証金は、免除とする。

(2) 契約の適正な履行を確保するため、契約書又は請書を徴するものとする。

(3) この要領の実施は、第5項に規定する小規模工事・修繕について、入札参加資格登録を受けている者の参加を排除するものではない。

(4) 名簿は、一般に公開するものとする。

(5) この要領に定めるもののほか、様式の作成その他の小規模工事・修繕に関し必要な事項は、財政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年1月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年5月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年9月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年10月13日から実施する。

附 則（平成29年12月28日市長決裁）

この要領は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（令和元年12月2日市長決裁）

この要領は、令和元年12月14日から実施する。

附 則（令和3年12月13日市長決裁）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の新座市小規模工事・修繕受注希望者登録要領の規定は、令和4年度以後の登録について適用し、令和3年度までの登録については、なお従前の例による。